

# 当 社 支 払 条 件

当社の支払条件は、原則として『半金半手(手形分電子記録債権)』『月末締・翌月末払』となっております。詳細は下記の様になっておりますので、ご請求の際には各事項を必ずお守り下さい。

## 支 払 方 法

- ① 80万円未満(税込) : 全額現金(銀行振込)  
80万円以上(税込) : 半金半手(手形分電子記録債権、支払サイト95日)

- ② 全額現金支払いをご希望の場合  
請求額が80万円以上(税込)・・・手形金額分の1%を控除  
【例】請求額 900,000円(手形金額450,000円)  
450,000円×1%=4,500円控除

※振込手数料、でんさい発行手数料は貴社負担となりますので、ご了承ください。

## 賦金(労働保険)控除

建設工事現場におきましては、元請業者が全ての下請業者の労災補償をすることが労働基準法で義務付けられております。  
その労働保険料として請求金額(税込)の0.2%を控除させていただきます。

## 請 求 時 指 定 事 項

1. 当社指定請求書で請求のこと  
弊社ホームページよりPC入力用の請求書(Excel形式)がダウンロード出来ますので  
下記よりダウンロードしてご使用下さい。

<https://www.sanei-prefab.co.jp/download/>

※入力見本がございますのでご確認の上、作成をお願いいたします。

PC入力用の請求書(Excel形式)の作成が難しい場合は、手書き用請求書をダウンロードしてご使用ください。

手書き用請求書をダウンロードできない場合は、手書き用請求書の原紙をお送りしますので営業所までご連絡ください。

2. 請求書締日 毎月末日  
3. 請求書必着日 翌月3日(休日の場合は翌営業日)  
※必着日を過ぎて届いた場合は処理の都合上、次月請求扱いとなります。  
※決算の都合上、12月末締分は必着日を過ぎた場合お支払い致しかねます。  
4. 支払日 翌月末日(午前10時~午後5時) 土日・祝祭日の場合は前日になります。  
5. 工事完了月の翌月も請求書が提出されない場合は、お支払い致しかねます。  
6. 請求書は該当する営業所に送付して下さい。  
総支払に関しては本社へお問い合わせ下さい。



株式会社

サネイ

SANEI

本 社	〒 336-0022	さいたま市南区白幡5-16-8	3F	☎ 048 865 4111
				FAX 865 4811
川 越 営 業 所	〒 350-1124	川越市新宿町3-17-33		☎ 049 246 4111
				FAX 240 2744
浦 和 営 業 所	〒 336-0022	さいたま市南区白幡5-16-8	2F	☎ 048 865 4511
				FAX 865 4911
千 葉 営 業 所	〒 262-0033	千葉市花見川区幕張本郷1-11-26		☎ 043 272 0700
		リビエール本郷204号		FAX 272 0704
相 模 原 営 業 所	〒 252-0302	相模原市南区上鶴間1-17-15		☎ 042 748 6106
				FAX 748 6107
茨 城 営 業 所	〒 300-4115	土浦市藤沢3490-1		☎ 029 862 4445
				FAX 862 4447
立 川 営 業 所	〒 190-0022	立川市錦町3-6-5		☎ 042 524 2971
				FAX 527 3376
横 浜 営 業 所	〒 221-0823	横浜市神奈川区二ツ谷町10-10		☎ 045 324 5061
		坂本ビル3F		FAX 324 5063
東 京 営 業 所	〒 162-0843	新宿区市谷田町3-6	ザ ゲート市ヶ谷2F	☎ 03 5261 1511
				FAX 5261 7475

## 請求総括表

【販売用】 請求者控 サンエイ送付用(2部)株式会社  御中

川	浦	千	相	茨	立	横	東			本
越	和	葉	模	城	川	浜	京			社

請求者	登録番号:
住所	
会社名	
TEL	
FAX	

印

下記の通りご請求申し上げます。

No.	受注番号	消費税10%分		消費税 8%分		非課税分	摘要
		小計	消費税	小計	消費税	小計	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
請求金額 計							総合計:

備考	
----	--

総括表	計算	締月

## 請求時指定事項

- 締日 毎月末日
- 必着日 翌月3日(休日の場合は翌営業日)  
※必着日を過ぎて届いた場合は処理の都合上、次月請求扱いとなります。  
※12月決算月の為、未請求の場合にはお支払い致しかねます。
- 支払日 翌月末日 (午前10時~午後5時)
- 工事完了月の翌月も請求総括表および納品・請求書が提出されない場合は、お支払い致しかねます。
- 請求総括表および納品・請求書は、該当する営業所に送付して下さい。

総支払に関してのお問合せ  
本社 さいたま市南区白幡5-16-8 3F  
電話番号 048-865-4111

